

2025（令和7）年度（公社）尼崎人権啓発協会事業計画

【はじめに】

当協会は、これまで市をはじめ関係機関・団体と連携を図りながら、地域における住民交流の促進や市民啓発の推進等に取り組み、あらゆる人権問題の解決に寄与するとともに、公益法人にふさわしい事業の拡大や安定的な経営基盤の確立に向けた取り組みを進めてきた。

2017(平成 29)年 10 月には、取り巻く環境の変化を踏まえ、あらためて協会の社会的役割を明確にするため協会のビジョン（めざす姿）として、「あらゆる人権問題の啓発」、「全市的な人権啓発活動」、「身近な指導者の育成」、「様々な団体の側面的支援」を4つの柱に、中長期的な視点で組織、事業、財務の基盤強化を図ることを目的に、2018(平成 30)年度を初年度とする中期経営計画を策定し、計画の推進を図ってきた。

また、本計画の着実な推進を図るため、「今後のあり方検討委員会」において、3か年毎に進捗状況を総括し、取り組みの具体的検討及び計画の進行管理を行ってきた。2022（令和4）年度には、市からの5つの啓発事業(2015 年度～)の受託を見直し、協働契約を締結することで当協会が真に市行政のパートナーとしての位置付けを明確にした。

そのことから、2025(令和 7)年度は引き続き次のような取り組みを行い、計画を着実に進めていくこととする。

組織基盤の強化として、単年度ごとに減少する会員数の歯止めとして、実施事業や研修などの場で個人会員、団体会員の新規加入者の獲得や市職員の係長以上の未加入者全員に加入依頼するなど、会員の加入促進、減少防止に向けた方法等を引き続き行っていく。

事業面では、個別事業ごとの事務事業評価を行い、より効果的な啓発事業を目指して取り組み、「あらゆる人権問題の啓発」、「全市的な啓発活動」を進めていく。さらに、人権問題や課題を把握するため、相談業務の充実を図る。

人権啓発の拠点である地域総合センター南武庫之荘の指定管理者として6年目を迎える中、センター事業の充実とともに他の地域総合センターと連携し、人権文化いくづくまちあまがさきを目指し、人権啓発の創造に向けて取り組んでいく。

財務基盤強化は、歳入歳出の収支バランスの適正化を図り、公益法人にふさわしい事業の拡大や安定的な経営基盤の確立に向け、より一層積極的に検討を行っていく。

1 人権問題に関する啓発事業

同和問題をはじめとする人権問題の意識の高揚を図るため啓発事業を行う。

(1) 地域啓発事業の実施

市内各地での啓発活動の充実を図るため、地域の課題に取り組み、地域に密着した人権問題の啓発活動を行っている各地域人権教育啓発促進委員会と連携し、啓発事業を進める。

① 人権問題講演会及び各種研修会の開催

- ・市民を対象とした人権問題講演会や各種研修会の開催

② 地域の人権啓発指導者の育成及び人権啓発グループ等の養成

- ・指導者研修会・研究集会等の参加
- ・人権啓発グループの活動支援

③ 地域市民交流促進事業の実施

- ・各地域文化祭、夏まつり等地域住民との交流事業

④ 啓発紙の発行等啓発広報事業の実施

- ・各地域の啓発紙の発行

(2) 各種団体の人権啓発事業への助成

人権問題の解決に取り組む様々な団体の側面的支援を図ることを目的として、人権啓発活動補助金交付要綱に基づき、広く対象を募り、各種団体の人権啓発事業に対し助成を行う。

補助上限額 1 団体 10 万円

補 助 率 対象経費の 10 割以内

(3) 人権週間事業

人権週間（12 月 4 日～10 日）の事業として、人権問題の意識の高揚を図るため、当協会役員を中心とした人権啓発のための街頭キャンペーンを行い、市民に啓発チラシ・グッズ等を配布するとともに、人権標語ののぼりを掲示し、広報車により人権の大切さを訴える。

また、各地域人権啓発団体が行う街頭キャンペーン等に対し協賛を行う。さらに、中央、園田地区においては、市民運動推進協議会と連携して、人権問題講演会の開催や人権啓発紙の発行を行う。

① 街頭キャンペーン

市内10箇所（阪神尼崎駅他、市内主要駅等）において、啓発チラシ・グッズ等を配布しながら人権の大切さを訴える。人権標語ののぼりの掲示、広報車による街頭宣伝も行う。

② 人権問題講演会の開催（人権啓発活性化事業：協働契約事業）

- ・中央地区ふれあい講演会
- ・園田地区きずな講演会

③ 人権啓発紙の発行（人権啓発活性化事業：協働契約事業）

- ・中央地区 『ふれあい』
- ・園田地区 『きずな』

2 人権問題に関する研修会、調査及び研究事業

人権問題の意識や知識の向上を図るため、講演会や研修会を実施する。

（1）人権問題講演会の実施

市民及び会員を対象に、同和問題、女性、障がい者、在日外国人差別等、広く人権問題について理解を深めるための講演会を、年1回の通常総会にあわせて実施する。

（2）各種研修会の実施

① じんけんスタディツアー事業（協働契約事業）

個々に実施している人権啓発に係る講演会等の事業を活用し、人権問題を自分自身の課題と受け止め、市民の自主的な人権問題の解決に向けた提言と行動ができる人づくりと、市民の人権尊重意識の高揚を図る。内容については、関係機関の担当で構成する「じんけんスタディツアー担当者会議」でカリキュラムを企画し、各回にテーマを設け基本学習（体験学習も含む）とグループワーク等を行う。

② 市職員研修

人権行政の推進者である市職員に対し研修を行う。

- ・インターネット差別書込みモニタリング事業を活用した人権研修（協働契約事業）

年間 120 人、24 回開催

1 回の研修につき、ファシリテーター 1 人、受講者 5 人程度

- ・協会事業を活用した人権研修

じんけんスタディツアー事業などの市民を対象とした協会の啓発事業について市職員研修としても位置づけ実施する。

（3）人権問題啓発指導者の育成

① 人権総合連続講座事業（協働契約事業）

市から委嘱された人権啓発推進員に対し、人権問題に関する研修・講座等を企画・実施し、地域における身近な指導者として育成する。

② 協会職員の講師派遣

あらゆる人権問題についての啓発指導者を育成するため、人権に関する研修会に協会職員を講師として派遣する。

（4）調査及び研究事業

① インターネット差別書込みモニタリング事業（協働契約事業）

差別落書きやインターネットによる差別書込み等、様々な人権侵害や差別事象について、各種団体や尼崎市の人権啓発関係部署と連携・協力をしながら情報を分析し、防止対策や啓発方法などの調査、研究を行う。

- ・月曜日と金曜日の週 2 回以上実施する。1 回あたり 1 時間～2 時間程度

② 人権相談業務

SNS などにて起因したトラブル、日常生活での差別やいやがらせ、いじめなどで悩んでいる市民からの相談を無料で受け、相談者に必要な情報を提供したり、他の専門相談機関等を

紹介したりして、相談者の自主的な解決を支援する。また、インターネット上での人権侵害に対応するため、専門的知識を有する弁護士に相談者が直接相談できる「人権法律相談」を尼崎市と協働事業として実施する。

(5) 人権問題資料コーナーの充実

人権問題に関する専門書や啓発関係資料等を整備、データベース化し、協会事務局横のじんけんライブラリーにおいて、市民や市職員等の自己啓発のための図書の貸出しを行う。

(6) 学習教材の研究・作成

学習する立場に立った、わかりやすい学習教材を研究・作成し、市民や企業等の研修場に配布し貸出す。また、人権問題を視覚的にわかりやすく解説したパネルを作成し、市内公共施設やイベントで展示会を行うなど、市民の学習促進や啓発活動に活用する。

(7) 人権問題市民啓発映画上映等事業（協働契約事業）

① 巡回映画会の実施

市民、企業等を対象に市内の生涯学習プラザ等を中心に公共施設を巡回して啓発映画を上映し、当協会から派遣した講師が講演を行う。

巡回映画の上映作品の選定に際しては、広く意見を聞き、市民意識に即した啓発に適切なより良い映画を選ぶため、選定委員会を開催する。

実施時期：前期（4月～9月）・後期（10月～3月）

② 大規模人権啓発映画会（ハートフル・シネマ in あまがさき）の実施

今日的な人権課題のテーマを一般の劇場映画の中から選び、人権問題について考えるきっかけを作ることを目的とし、市内全域を対象とした大規模な人権啓発映画会を開催する。

開催にあたっては、尼崎市、尼崎市教育委員会の人権啓発関係部署とハートフル・シネマ in あまがさき実行委員会を設置する。

映画の選定は、前年度のアンケートや参加者からの意見を参考にしながら、実行委員会で決定する。

実施時期：幅広い年齢層の参加を促すため、夏休み期間中に開催する。

定 員：約 200 人（定員 100 名 2 回上映）

③ 視聴覚教材の貸出し・講師の紹介

地域や企業内における人権問題研修会などの利用に供するため、啓発用DVDの無料貸出しを行う。また、小グループの学習会や企業の社内研修について、テーマに応じた作品、講師の紹介など相談に応じる。

（８）平和啓発推進事業（協働契約事業）

① 平和啓発推進による講演会の開催

戦争の悲惨さや、平和・命の尊さを訴えるために講演会を実施する。

② 平和モニュメント等のリーフレットの作成、配付

市内の平和モニュメント等を掲載し紹介するリーフレットを作成する。

発行部数：4, 500 部

配付先：市内全中学校 1 年生、公共施設等

③ 被爆体験DVDの活用

2014(平成 26)年度に作成された被爆体験DVDの貸出しを行う。

3 尼崎市立地域総合センターの管理運営事業（指定管理事業）

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘の管理運営及び事業を実施することにより、人権啓発センターとしての役割を担い、市民の人権意識の向上を図る。

（１）人権に関する啓発事業

① イベント事業

ア) 人権啓発街頭キャンペーン

イ) 人権交流まつり

- ・地域夏まつり
- ・人権交流秋まつり

② 研修会・講演会事業

ア) 人権啓発リーダー研修

イ) 団体別人権研修会

ウ) 人権問題講演会

③ 情報発信事業

ア) 啓発ポスター・チラシの作成、配布

イ) 広報紙・ホームページによる情報発信

- ・「地域総合センターだより」の発行
- ・啓発紙「しののめ」の発行
- ・「市報あまがさき」による情報発信
- ・ホームページによる情報発信

④ その他

ア) 啓発グッズの掲示・貸出

イ) 資料等の提供

(2) 相談事業

関係機関と連携し、各種人権相談に応じる。

(3) 施設の貸与事業

地域総合センター南武庫之荘の各施設を使用するものに対して、貸与する。

(4) その他の事業

各種講座の実施

一般市民（小、中学生、高校生、大人）を対象に各種講座及び教室を実施する。